

## 2. 保健・医療



### 妊婦・乳幼児健康診査

妊婦・乳幼児の疾病の早期発見と健全な発育・発達を支援するために、健康診査を実施しています。

市内の地区市民センター、保健所などで実施する集団健康診査と、指定医療機関で実施する個別健康診査があります。

名 称	内 容
妊婦一般健康診査	妊娠期間内の健診（14回分）の費用を一部助成しています。
妊産婦歯科健康診査	妊産婦の口腔衛生の向上を図るため、指定医療機関で実施しています。
先天性代謝異常等検査	先天性代謝異常等の疾患を早期発見するために実施しています。生後5～7日の新生児を対象に出産した医療機関で、血液によるマス・スクリーニング検査を行います。
先天性胆道閉鎖症検査	先天性胆道閉鎖症を早期発見するために実施しています。妊娠届出の際にお渡ししてあるカードを、1か月健診の際に医療機関に提出しましょう。
先天性股関節脱臼検査	先天性股関節脱臼を早期発見するため、生後3～4か月の乳児を対象に、指定医療機関で実施しています。
4か月児健康診査	赤ちゃんが健やかに成長されるよう4か月児・10か月児を対象に健康診査を行っています。指定医療機関で健康診査を受診して赤ちゃんが順調に発育・発達しているか確かめましょう。対象の赤ちゃんには、健康診査の案内を郵送します。
10か月児健康診査	
1歳6か月児健康診査	1歳6か月の頃はお子さんの心と体が大きく成長すると共に、生活習慣のしつけをする大切な時期です。地区市民センター等の会場で、ぜひ健康診査を受けましょう。対象のお子さんには、健康診査の案内を郵送します。
2歳児歯科健康診査	2歳児は、咀嚼機能や永久歯の歯並び、歯質にも影響を与える恐れのあるむし歯が急増する時期です。2歳5か月児を対象に保健センターで歯科健康診査を実施しています。対象のお子さんには、健康診査の案内を郵送します。
3歳児健康診査	3歳の頃は心身ともに大きく成長し、基本的な生活習慣が自立してくる大切な時期です。地区市民センター等の会場で、ぜひ健康診査を受けましょう。対象のお子さんには、健康診査の案内を郵送します。
幼児のむし歯予防事業（フッ化物塗布）	幼児期から口腔衛生の普及啓発及びむし歯予防を図るため、2歳から就学前のお子さんを対象に、フッ化物塗布を実施します。

### □ 問い合わせ

子ども家庭課すこやか親子グループ TEL 632-2388

## 健 康 教 室

妊産婦の心身の健康や育児に関する知識を学ぶ教室を実施しています。

名 称	内 容	
ママパパ学級	妊 娠 ・ 出 産 コ ー ス	健康や育児への関心が高まる妊娠期に、夫婦で妊娠や出産、子育てについての知識や技術を学び、安心して妊娠・出産・育児ができるように支援します。 会場・日程・内容については、「広報うつのみや」でお知らせします。
	子 育 て コ ー ス	

□ 問い合わせ

子ども家庭課すこやか親子グループ TEL 632-2388

## 家 庭 訪 問



妊産婦や乳幼児がいる家庭に保健師等が訪問し、保健指導を行い疾病予防と健康増進を支援します。

名 称	内 容
こんにちは赤ちゃん事業 (赤ちゃん訪問)	生後4か月になるまでの赤ちゃんのいる全てのご家庭に、専門職の訪問指導員が訪問し、赤ちゃんの発育状況の確認と、子育てに関する情報提供やアドバイスをを行っています。
妊産婦・乳幼児等訪問	妊娠中または出産後の体のことや、お子さんの発育や育児のことについて、保健師や保育士が個別に訪問し、相談に応じています。

□ 問い合わせ

こんにちは赤ちゃん事業については

子ども家庭課すこやか親子グループ TEL 632-2388

妊産婦・乳幼児等訪問については

※保健と福祉の総合相談窓口

市役所1階総合相談窓口 TEL 632-2941

上河内地域自治センター TEL 674-3133

河内地域自治センター TEL 671-3206

平石地区市民センター TEL 661-2369

富屋地区市民センター TEL 665-3698

姿川地区市民センター TEL 645-4535



## 予 防 接 種

予防接種は、感染症にかかることを防いだり、かかった時の症状を軽減したり、病気がまん延することを防ぐために行なわれます。

成長とともに外出の機会や家族以外の人と接する機会が増え、感染症にかかる可能性が高くなります。お子さまの月齢（年齢）と望ましい接種時期を考えながら、おおまかなスケジュールを立てましょう。

法律で定められた年齢（対象年齢）のお子さまが接種する場合、接種料金は無料です。

◇ 個別接種（病院・医院等で受けてください。）

種 別	接 種 方 法 等		接 種 回 数	実 施 月
B C G	生後 6 か月未満 (標準的接種年齢：生後 3 か月から生後 6 か月まで)		1 回	通 年
三 種 混 合 ┌ ジフテリア ├ 百日せき └ 破傷風	1 期 初回	生後 3 か月から生後 90 か月(7 歳 6 か月)未満までに、3 週間以上 8 週間未満の間隔をあけて 3 回接種を受ける。 (標準的接種年齢：生後 3 か月から生後 12 か月まで)	3 回	
	1 期 追加	生後 3 か月から生後 90 か月(7 歳 6 か月)未満までに、1 期初回終了後、12 か月以上の間隔をおいて受ける。 (標準的接種年齢：生後 24 か月から生後 36 か月まで)	1 回	
麻しん風しん 混合 麻しん(単独) 風しん(単独)	第 1 期	生後 12 か月から生後 24 か月未満	1 回	
	第 2 期	5 歳から 7 歳未満で小学校に入学する前年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日まで(年長児相当) 平成 21 年度においては、平成 15 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日生まれの方が対象	1 回	
日 本 脳 炎	平成 21 年 3 月 1 日現在中止しています。この措置は、日本脳炎ワクチンとその接種後に発症した重症の ADEM(急性散在性脳脊髄炎)との間に関連があるとの判断がされたことによるものです。接種を希望する場合は、保健予防課(626-1114)までお問い合わせください。			

◇ **集団接種**（地区市民センター等で受けてください。）

種 別	接 種 方 法 等	接 種 回 数	実施月
ポリオ (急性灰白髄炎)	生後3か月から生後90か月(7歳6か月)未満までに、 6週間以上の間隔をあけて2回接種を受ける。(6週間 以上あければどれだけあいても構いません。) (標準的接種年齢；生後3か月から生後18か月まで)	2回	4～6 10～12 1～3 月

※ 個別接種医療機関、集団接種日程及び会場等については、「健康づくりのしおり」（保健所・各地区市民センター等で配布しています。）「広報うつのみや」（毎月1日発行）をご覧ください。

□ **問い合わせ**

保健所保健予防課感染症予防グループ TEL 626-1114～1115



**妊産婦・こども医療費助成**

妊産婦及び子どもの疾病の早期発見・早期治療を促進し、健康増進を図るため、保険診療を受けた医療費の保険診療の自己負担分を助成する制度です。

妊産婦

- ・ 母子健康手帳の交付を受けた月の初日から出産（流産）した月の翌月の末日までが対象期間です。
- ・ 母子健康手帳の交付を受ける前でも、妊娠に関する疾病（流産を含む）に限り診療を受けた日から対象となります。

子ども

- ・ 入院、外来分ともに小学校6年生修了前までが対象期間です。

◆ **申し込み**

宇都宮市役所2階子ども家庭課、各地域自治センター、各地区市民センター及び出張所で行います。

□ **問い合わせ** 子ども家庭課医療費グループ TEL 632-2296

**障がい者自立支援医療（育成）給付**

18歳未満の身体に障がいを有する児童、または現存する疾患を放置すると同程度の障がいを残すと認められる児童で、治療を受けることによって障がいが軽減または除去され、機能が回復するような場合、指定育成医療機関で診療を受けたときの保険診療の自己負担分の医療費の一部または全部を公費負担する制度です。

身体障がい者手帳がなくても受けられます。

□ **問い合わせ** 子ども家庭課医療費グループ TEL 632-2296



### 未熟児養育医療給付

指定養育医療機関に医師が入院養育を必要と認めた未熟児等を対象に、入院時の保険診療の自己負担分の医療費を公費負担する制度です。

□ 問い合わせ 子ども家庭課医療費グループ TEL 632-2296

### 結核児童療育の給付

指定療育医療機関において医師が長期間の入院治療を必要と認めた結核児童を対象に、入院時の保険診療の自己負担分の医療費と、入院中に学校教育を受けさせ、これに必要な学習用品費と、入院療養生活に必要な日用品費を公費負担する制度です。

医療費及び日用品費は18歳未満、学習用品費は義務教育就学中が給付対象期間となります。

□ 問い合わせ 子ども家庭課医療費グループ TEL 632-2296

### 小児慢性特定疾患治療研究事業

小児慢性疾患のうち、特定疾患に認定された場合、その保険診療の自己負担分の医療費を公費負担する制度です。

◇ 対象疾患（11疾患群 514疾患，認定基準有）

	対象疾患群
01	悪性新生物
02	慢性腎疾患
03	慢性呼吸器疾患
04	慢性心疾患
05	内分泌疾患
06	膠原病
07	糖尿病
08	先天性代謝異常
09	血友病等血液・免疫疾患
10	神経・筋疾患
11	慢性消化器疾患



※新規申請は18歳未満，継続は20歳未満までとなります。

□ 問い合わせ 子ども家庭課医療費グループ TEL 632-2296